

平成26年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月12日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 榎本 真弓 | 2番 森本 信明 | 3番 小宮山正儀 |
| 4番 土屋 春江 | 5番 西藤 努 | 6番 田中 三江 |
| 7番 橋本 昭 | 8番 山浦 妙子 | 9番 箕輪 修二 |
| 10番 宮下 典幸 | 11番 小池美佐江 | 12番 滝沢寿美雄 |

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | |
|----------------|---------------|-----------|
| 町長 小宮山和幸 | 副町長 森澤光則 | 教育長 塩沢勝巳 |
| 総務課長 笹井恒翁 | 町づくり推進課長 青井義和 | |
| 産業振興室長 中村茂弘 | 町民課長 羽場幸春 | |
| 農林課長 小平春幸 | 建設課長 武重栄吉 | 観光課長 今井一行 |
| 教育次長 宮坂 晃 | 会計室長 市川清子 | |
| たてしな保育園園長 中谷秀美 | 総務課長補佐 遠山一郎 | |

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | |
|-------------|----------|
| 議会事務局長 長坂徳三 | 書記 伊藤百合子 |
|-------------|----------|

散会 午後0時09分

(午前10時00分 開議)

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。これから、本日、6月12日の会議を開きます。
報告します。本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 一般質問を行います。
本日の一般質問は、通告順6番から行います。
最初に、8番、山浦妙子君の発言を許します。
件名は、「町の魅力が活きた農業・農村づくり」とはについてです。
質問席から願います。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） おはようございます。8番、山浦妙子です。通告に従いまして、質問を行います。

国際機関である国連は、2014年を、家族農業が有する自然的、文化的、社会的な価値を再評価をして、国際家族農業年に設定いたしました。そのとき、国連決議が世界に求めたものは、大規模な企業的農業が環境を破壊し、飢餓を広げていると批判して、中小農家の役割を重視して、その認知度を高める取り組みであります。

一方、私たちの国の農業政策は、競争力ある経営の育成を強調し、大多数の中小農家を切り捨てる農政改革を矢継ぎ早に打ち出しています。これは、家族農業を中心にしてきた戦後の農政を覆して、農村や農業を営利企業のもうけの対象に変えようとするものであります。

立科町は、この大きな情勢変化を転換点として捉えて、これから6年間の町の農業振興に向けた取り組みを推進するための方向を指し示す立科町農業振興ビジョンを設定いたしました。

今回、私は、その中から5つの点についての質問を行います。

まず初めに、町長にお尋ねいたします。

平成22年に実施されました農林業センサスによりますと、私たちの町の農家の経営規模は0.5ヘクタールから1ヘクタールの農家が44.3%という数字であります。5ヘクタール以上の農家も1.1%あり、耕地の集約が始まっていることがうかがえますが、それでも依然として小規模の農家が多いのが実態であります。

このような中、町長は、家族農業や小規模農業が持つ社会的な役割、その国際的な位置づけについて、どう考えておられるのかをお尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

きのう、田中議員さんからも同様の質問がございましたので、重複するかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

私のほうからは、先ほど議員さんがご質問なされましたビジョンにつきましての考え方等を申し上げますので、よろしく願いいたします。

暮らし続けることができる農業・農村づくりにおきまして、町の魅力が生きた農業・農村とするための立科町農業振興ビジョンを昨年策定をいたしました。

私は、町民の多くが農業に希望を抱ける町として、農業を活気のあるものにしていくためには、農家、農業関係者、町民等が一丸となって、農業振興に向けた取り組みをする必要があると考えております。町の魅力が生きた農業・農村づくりという大きな目標に向かいまして、町民の皆様とこのビジョンを通じ協働しながら、施策を展開してまいりたいと考えております。ご協力お願いしたいと思います。

また、詳細につきましては、担当のほうからお話をさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） おはようございます。

先ほどの質問は、小規模農家に対する質問であったかと思えます。

まず、農地集積のことについて、昨年策定しました農業振興ビジョンの策定委員会の専門部会の中で出た意見とすれば、1戸当たりの耕作面積が30アールとか50アールというような小さいこと、また山間地であり、耕作放棄地が多いといった現状が確認をされたところであります。そのために、先ほど議員さんが言われたとおり、大規模な専業農家をふやすことだけでなく、町の立地を生かして、目指すべき兼業農家のあり方を示すことが重要だといった意見が出されております。

当町の農家の現状、年齢、家族構成、生産品、農地や施設等について、実情を把握する必要があり、今後は地域や集落ごとで営農を行っていくことや、新たな担い手として後継者の育成やUターンの帰農者、女性や定年者といった多様な農業者活躍できる仕組みづくりを集落ごとに行っていく必要があるという課題が出されました。それに基づきまして、ビジョンのほうもまとめてあるというところであります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 人・農地プランは、今後の地域の中心となる経営体に、5年間で耕作面積の8割程度を集積するという徹底した選別政策と聞いています。24年度には、立科町でも中尾・美上下地区と、この地域を除いた里地域で、このプランの作成がされた

ということですが、2つのプランでは一体どのくらいの農地集積ができたのか、それから中心経営体となる組織、あるいは農家はどのくらいいるのかをお聞きいたします。

また、このプランの事業が始まってから時間が経過しているわけではありますが、最初の話によりますと、人・農地プランは5年間という国の予定の中で、今後、残された期間の中でどのような目標で取り組みをされるのかをお尋ねいたします。課長、お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

まず、中心となる経営体とのご質問ですが、手元の詳細な資料がありませんが、約50農業経営体、50の経営体が中心となる経営体として位置づけられていると思います。

また、人・農地プランによって農地集積ができたかとの問いですが、実を言いますと、これ集落ごとに今モデル地区を設定しまして、去年は藤沢の集落を中心となる経営体ですとか、大規模にやっている方にお集まりいただきまして、懇談会をったりしました。現実的には、既に貸し借りが行われているような状況、それを1人の経営体にまとめていくというようなことの作業をしていく予定なんですけれども、なかなか現在の権利がありまして、まとまらなかった状況があります。

ですので、プランの中ではそういった形で位置づけられておりますが、今後、集落ごとの細かな取り組みの中で、町としてもそういったところに参加をして、取りまとめをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 高齢化などにより、耕作できない農地がふえて、誰が引き受けるか、多くの地域で切実な課題になっています。農家を励ましながら、担い手を確保し、農地を維持していくことは、農村地域の環境を守っていく上でも大変大切な取り組みであると考えています。

県段階で設置される農地中間管理機構が、離農者などの農地を預かり、必要な管理を行い、大規模な経営に集中するという仕組みがことしから発足すると聞いています。この農地中間管理機構の事業についてお尋ねいたします。

平成24年8月から11月に行われました農家の意向調査結果によりますと、5年後の農家経営で現状維持は64%、拡大は3%であり、10年後の農家経営では現状維持は57%、そして規模の拡大は2%となっており、多くが現状維持を望み、規模の拡大はわずかであります。

多くの農家を選別し淘汰して、一部の経営の一層の規模の拡大を前提としているこの事業プランは、農家の思いや地域の実態とかけ離れてはいないでしょうか。このことについて課長はどうお考えか、お聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

農地中間管理機構についての問いであります。国では本年度、農地中間管理機構という事業を進めました。長野県におきましては、その機構の受け手となりますのが、財団法人長野県農業開発公社が長野県として位置づけられたものであります。

農地中間管理機構とすれば、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるために設立したものであります。担い手が農地を団地的にまとまった形で利用できるよとといった形で、事業が進められることということでありま。

現在、長野県農業開発公社と、実際には市町村の段階で、市町村、もしくはJA、農業再生協議会、いずれかのところがその事務の委任を受けて事業を実施するという話になっております。まだ、詳細な契約はされておりませんので、今後、農業開発公社と調整をしていくこととなりますが、いずれにしましても県の直接の農業開発公社で事業ができるものではなく、末端の市町村の段階で事業を行っていくことになろうかと思ひます。

必要性ですけれども、やはりこういっものは必要であると。既に、農地を手放したい、貸したいというよな形について、対応策の1つとして、本年度から農地バンク事業というものを町では始めました。出し手となる農地の情報の収集を進めております。まずは、貸したい、または売りたい農地を把握して、情報を公開する予定で、借り手となる農業者へ情報を提供する仕組みを整えたいと考えています。

先日まで、有線放送でその呼びかけをしておりますし、またこれから出ます「広報たてしな」においても、農地の出し手の呼びかけをしていくこととしております。

そんなことを通じまして、農地中間管理機構とあわせて、農地の有効利用を図っていかなければいけないと、そんなふうと考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 立科町で作成されました人・農地プランには、地域の農家の皆さんはどのようなかかわりを持たれたのか、またその合意形成に向けて、中心となって進めていただくことが期待されております農業委員の皆さんはどのように動いてくださったのかをお尋ねいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） 人・農地プランでありますけれども、人・農地プランについては各農業者のほうにアンケート調査をいたしまして、それぞれのご意見等を取りまとめしたところでありま。

農業委員の皆さんにつきましては、まとめる段階で意見を集約をしながら、人・農地プランの協議会の中にも参画をいただきまして、意見をいただいたところでありま

す。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） ただいま農家の皆さんのかかわり方、それから農業委員の皆さんのかかわり方について答弁いただきましたけど、実は私は美上下、中尾の農家の皆さんや、それからほかの地域の皆さんにも、人・農地プランについてどのようにお考えかとか、いろんな地域の取り組みについてお話をお聞きする機会を得ましたけれど、この人・農地プラン、あるいは今回策定されました農業ビジョンについても、余り農家の皆さん方、実態を知らない、名前は聞いたことあるけども、実態を知らないという答弁を複数の方からいただきました。

行政主導で行われる事業は、行政が担い手を選んで、その人の了解を得るという、国の制度に乗るために、その体裁だけを整える方向で行われることが、私は今回の農家の皆さんのお話を聞いて少し感じられました。

また、集落や地域をどういう方向で再生していくのかという肝心の問題が横に置かれて進められて、行政の目にかなう人にしか伝えられていないことも耳にいたしました。アンケートの数字から出てきたその数字をもとにして、ただそこで机上の上で作文をするというものでは、地域の本当の再生には結びつかないような気がいたします。

人・農地プランの説明は聞いたが、その後のことは記憶にないとか、取り組みがされなかったのか、あるいは行政の説明がしっかりと届いていないのか、今後、このような農家の皆さんの声をどういうふうに改善につなげていくのかをお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） 人・農地プランの作成のときですけれども、中尾・美上下地区については全農家にお集まりをいただいて、その当時、お話をした経過があります。それ以外の立科町の地区については、中核的農家の方にお集まりをいただきまして、ご意見をいただいたりしてまとめてきたところであります。アンケートだけのものを使って、人・農地プランを策定をしたものではないことだけのご理解をいただきたいと思っております。

また、今回の農業振興ビジョンにつきましても、それぞれ部落説明会、また広報紙への掲載等について、農家の皆さんには周知をしていく努力はしていたんですけれども、それが周知をされていないというふうに理解をされておるとすれば、どのような方法であるかと、どんな方法がいいのであるかというようなことも逆にお聞かせをいただければと思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 行政でこういうものをつくられましたよね。これは各農家の皆さん、1戸1戸、全戸へ配付されているんでしょうか。私たち議会だけがいただいた資料な

んですか。地域農業の発展のために人・農地プランを作成しようという呼びかけのパンフですけど、今回、私は一番最後に、今、課長から質問をいただきましたことについては、ほかの質疑の関係もありますので、最後にいろんな形で提案させていただきたいと思いますので、お含みいただきたいと思いますが、農業の構造改革の決め手と位置づけされている農地中間管理事業は、多額の農地の集積協力金で誘導し、農業委員会にも積極的な協力や役割を求めています。

この事業は、受け手の見込めない農地は預からないとしているため、優良農地だけが対象とされて、耕作放棄地の解消には結びつかないのではないかと考えるものです。

また、貸出先を地域の担い手も外部企業も同列に公募で決めるという仕組みも、競争力を理由に、町外企業などに有料農地を差し出すことになりかねません。住んでいる集落の条件の違いで、給付金が出たり出なかったりするの是不公平でもあります。

農地として有効利用していない人には、国からの助成はないといいます。遊休農地の保有者は、経営転換協力金の交付が受けられないということで、地形的な条件などで集積が進まない場所も数多く出てくるのではないかと考えられます。

農業だけでは生活できない農業政策の中で、高齢化が進み、担い手が不足して、このような土地が増加したのは事実ではありますが、今後、取り残されたこのような土地をどうするのかをお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

一番先には人・農地プランのリーフレットのお話があったかと思いますが、それにつきましては、アンケートを行うときに、全農業者の皆さんにあわせて配付をした資料であります。ですので、全農家の方に届いているというふうに認識しております。

続きまして、農地中間管理機構の話ですが、これについては人・農地プランで協力金が出るといった話のものが、今回、農地中間管理機構が設立をできたために、そちらのほうに移行になった事業であります。

いわゆる個々の出し手に対する支援というような事業がありまして、農家個人が全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられることといった条件があります。そういった農家に対しては、0.5ヘクタール以下を所有されている農家に関しては1戸当たり30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタールまでの所有をされている方については1戸当たり50万円、2ヘクタールを超える場合は1戸当たり70万円といった協力金が出るものであります。

これについては、全ての農地を貸し出すといったものですが、それとはまた別に、農地の集積・集約化に協力する場合の支援もございます。機構の借り受け農地の隣接する農地を貸し付けた場合、いわゆる既に機構が借りている農地の横に持っている方が貸し付けた場合、集約をするというような意味なんですけれども、それについても10年以上貸し付けるということが条件なんです、10アール当たり2万円の協力金が

出ることになっています。

先ほどの議員さんからのお話のとおり、荒廃地がある場合については対象にならないといった説明も受けておりました、なかなか現実的にはこの制度も利用できることは難しいのではないかなというふうに理解はしておりますが、国の事業でありますので、貸し手がある場合はこの制度にのっとって、うまく進めばいいかなというふうに思っています。

それと、荒廃地に関してですが、きのうの田中議員さんのものにもお答えしたわけですが、町の事業ですとか、国の交付金等も利用しながら、再生ができるというようなことでPRをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 私は、これからの農業の特に農地集積事業について、3つの提案をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、当面、受け手の見込めない農地も機構の借り入れ対象にして、受け手が見つかるまで管理や基盤整備を行うこと。それから、2点目ですけれども、貸出先は地域の担い手を優先させること、借り受け希望者が不足する場合に、地域外の新規参入を進める仕組みにするものです。3点目として、農地集積協力を機構事業以外の農業委員会があつせんした農地の貸借にまで適用すること。この提案に向けてのお考えをお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

今、ご提案がありました3つの事業内容ですけれども、この内容につきましては、現在の農地中間管理機構とはうまく整合していない状況であります。提案ということですのでお聞きはしますけれども、やはり国の事業でありますので、そんな制度にのっとって運用するしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 町の担当者が国のプランに合わせて、あれもだめ、これもだめと拒否するようでは、農業振興ビジョンや、その中に含まれている人・農地プランなども、単なるガス抜きでしかありません。下から徹底した話し合いと、その中で出された農家の意向の積み上げ、地域から出された使い勝手のよい条件を尊重する姿勢、地域や農家の立場に徹底して立つ行動を町の農政には求めたいと思います。

次の質問に移ります。次の質問は、集落営農組織についての質問です。

立科町は、ほかの市町村に比べて、集落営農の組織化が進んでいないと聞きました。きのうの同僚議員も、ご自分の地域でなかなかその取り組みが前進しないことをお話しされておられます。

現在、当町には、本来の集落営農とは少し異なるけれども、日向地区と蓼科山麓営農組合の2つの組織があるとのこと。地域性などもあるかとは思いますが、当町の集落営農の組織化はどのように進まないのかをお尋ねいたします。先進地の取り組みに学ぶところがあるとすればどんなところでしょうか、お聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

集落営農組織がなかなか進まない理由ということではありますが、これは直接聞いたわけでもありませんが、進まない理由とすれば、やはりリーダー、人材、それと地域特性、それともう一つは権利意識といいますか、農地の権利に対する意識の問題かなというふうに理解をしております。まだ、ほかにも現実的にはあるかもしれませんが、私はそのように理解をしております。

また、先進地の事例ということであるんですが、南信地域ではかなり集落営農が盛んだというふうに聞いておりますので、そういったところにもまた確認をして、情報を収集をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 農地の集積は、農地の流動化であります。大規模化と農業の機械化は、女性農業者たちを農業から遠ざけてしまう一面も持っています。また、集落営農の設立は、女性農業者が参入できるすき間をさらに狭めてしまいます。農村の女性たちは、パートや勤めに出てしまいます。そして、その夫も営農組織に田畑を預けてしまいます。このような状況は、農家の後継者問題に全く関係ないと言えるでしょうか。

集落や農地を守る事業の取り組みには、町にもこのような問題も含まれていることも念頭に置いて、これに続く施策も考えていただくよう求めるものであります。

次の質問に移ります。これは、町長にお答えいただきたいと思っております。地域（農村）女性の組織と自立へ向けた支援についての質問です。

立科町には、たくさんの女性の皆さんが、それぞれの組織、団体に加入して、女性の持つしなやかな視点で、命や暮らし、地域を見つめ、多様な能力を生かして、郷土の豊かな発展に資するために活動を行っています。町の女性たちで構成されている農協女性部、公民館女性部、農村生活マイスター、菜ないろ畑、食生活改善推進協議会、蓼科地区の活性化に取り組んでおりますビーナスの会、男女共同参画推進委員会、実践保健大学立科支部、消費者の会、女性の農業委員の皆さんなどの会であります。

これらの組織・団体の代表が一堂に会しているのが、たてしなの里づくり推進協議会です。この協議会は、農ん喜村の建設・設立に向けて町が呼びかけて、各団体がそれに応えて加入し、つくられたものであると聞いています。町は、この協議会に対して、所期の目的は達成したので、今後は自主的な活動をするように促しています。

昨日は、同僚議員の質問に対して課長は、農業振興ビジョンの中でも、地域の女性

農業者団体の活動支援を今後もしていくと明記しているとお答えになっています。そう言いながら、協議会には自主的な活動を求めるような発言は、私はそういうものに対して矛盾を感じ、納得できるものではありません。

そこで、町長にお尋ねいたします。たてしなの里づくり推進協議会の設立目的は何だったのでしょうか。これから、この協議会にはどのような方向に進むことを望んでいるのかをお聞かせください。3つ目として、現在、農林課に事務局が置かれておりますが、他の課への移行は可能なもののでしょうか。4つ目として、農村女性がさまざまな場所で自分の意見をはっきりと言えるような女性に育てることを行政は放棄されるのでしょうか。以上、4点についてお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 一連のもので、一緒にお答えをしたいというふうに思います。

まず、設立の経緯でございますけれども、私どもの資料では大分前になるんですけれども、平成9年に、これは当時、農業委員会の農政部会というところが呼びかけをしたようでございます。その後、幾つかの変遷を経まして、9年、10年に地域女性リーダー懇談会というような名称にもなっています。それから、考え方は地域活性化のための企業興し懇談会というような問題もあったようでございます。そして、10年の2月になりますけれども、地域女性リーダー懇談会のこれが開催をされまして、そこで新たに里づくり推進協議会という名称に変わったようでございます。

そして、その目的なんでありますが、女性が持つ多様な能力を生かして、郷土の豊かな発展に資するために、地域女性リーダー及び女性を中心とした組織の連携を図り、自主性、主体性により、女性の立場から活力ある地域づくりを推進することとしております。目的は書いてありますけど、事業名は書いてございません。

その中で、先ほど議員さんがご指摘のように、農ん喜村といいますが、あそこの農村の活性化を図る目的のあの地域の開発においての意見を聞いたとされておるわけですが、これは農業委員会の所管であったようでございます。

その後、里づくり推進協議会ですか、これも何回かの会合を重ねながら、10年の6月に設立されたわけでありまして、この当時、先ほどの呼びかけに応じた参加者の中でも、不参加、あるいは脱退が相次いだそうでございます。その中には、この会の先ほどの目的にあると思うんですけれども、立場が曖昧であるというようなことから、参加できなかった会が多かったというふうに聞いてもおります。

しかしながら、10年の7月に里づくり協議会の総会が開催されまして、いよいよ規約を決定し、会員の承認を得て事業計画ということに始まったようでございます。

その後、幾つかの経過ができて、平成10年に設立された女性の会でございますけれども、これが農業特別対策事業ということで、農産物の直売や加工施設を国道142号線の茂田井地籍に整備する計画に対しての意見、それから女性の声を生かした整備をするということで立ち上がりましたので、その後、平成14年度に直売施設が完

成をしてオープンをしております。その呼びかけの趣旨が達成されたのがここかなというふうに考えておるわけでございます。

そして、その後、いろんな活動がなされたと思うんですけども、平成21年に会のあり方等を皆さんが会として協議をされました。その中で、所期の目的が達成されたということなのでしょうか、解散をせずに、会員が自主的に活動できる部分は活動していこうという方向になったとされております。

その中で、立科町が今後こうした女性の会に対してのスタンスと申しますか、考え方のことを私から申し上げたいと思います。

今までのいきさつで、どういう会がどういうふうにある方があって、農業の会なのか、ボランティアの会なのかがあるから、いろんなそれぞれの目的があるわけですから、具体的なものはきつと出なかったと思うんです。その中で、その後、それぞれの会の皆さん方が自主的な取り組みをされたと思うんですが、私どもとすれば、農村の振興にはこれは女性の力を大変期待をしているというのも事実でございますし、先ほどのビジョンにおきましても、女性団体の活動、あるいはそうした支援をうたっておりますから、当然のことというふうに思っております。

ご質問の内容の中にいろんな会の名前が出ましたが、私はそうした会の個々のコメントは差し控えさせていただきますけれども、住民組織であります任意団体でありますけれども、それぞれに設立の趣旨に従って沿って活動が達成されるようになるわけですが、そうした自主的な活動をぜひ推進していただきたいというふうに思っているわけでございます。

決して、ないがしろにするつもりは全く毛頭ございませんし、また各組織の農村、きょうはご質問は農村の振興に関してでございますので、農村振興の活動を推進する際に、さまざまな課題が発生してございます。そうした問題の解決策として、行政も、議員さんはちょっと不満かもしれませんが、国の制度も利用しながらできないということもありますので、そうしたことにこれから農村問題についての個別のいろんなご相談等があるかと思うんです。また、その会が持っている課題もあると思うんですけども、そういうことはやはり受ける体制はいつでもあけてありますので、趣旨に沿ったものであれば支援可能というふうに考えております。

ビジョンにも記載してございますように、あくまでも協働をうたっておりますので、どうか積極的な検討をなさっていただいて、係る事業に対しての相談をなさっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 町長の答弁の中に1点、現在、農林課に事務局が置かれているわけですが、私たちが農政課のほうからお聞きした中に、事務局を外すというような言葉が出てきたものですから、今回、あえてこの場で事務局の問題について取り上げた

わけですけれども、ほかの課へ事務局を移して、私たちの活動を支援していただけるという可能性みたいなものはあるのでしょうか、その部分、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今の里づくり協議会は、成り立ちが農業委員会から出発していたから、恐らくその当時、活性化の農ん喜村周辺のところも農林課できっと担当したと思いますので、それが引き続いてやっているわけだと思うんですが、それぞれの今の里づくり協議会というのは休眠状態でございますし、現実は何をしているかという、先ほどの目的に沿ったものは持っていないわけですから、当然のことながら里づくり協議会だけということにはしにくいわけですが、個々のものになりましたら、またそれぞれ相談したら、方向性が見えるのではないかというふうに思うわけでありまして。

ただ、先ほどの大きな連合会的な組織ですので、確かに目的が曖昧になっちゃうと思うんですよ。それが1つの大きなプロジェクトが仕上がった後というのは、どんな組織でも空洞化すると思いますよ。ですから、農林課のほうではそうした実態の農業の活性化に即するようなものでなければいかなものなのでしょうかと、自主的にやっただけでいいかということをお伝えしたのではないかとこのように思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） ただいまの町長のお言葉の中に、大きな事業をした後はいろいろな組織は空洞化することもあるんだらうというお話でしたけれど、実際に私たちたてしなの里づくり推進協議会のメンバーは、問題もいろいろ抱えてはおりますけれども、いろんなところで農村の地域振興、あるいは農村女性の持っている地位の向上確立を目指して、みんなで知恵を寄せ合って行動していることは事実であります。

それが、町長を初め町の理事者、あるいは農政課の皆さんに映っていないということは、私どもも反省する余地はありますけれども、そういう部分で、もし空洞化している今の立科町の里づくりの実態があるとすれば、それこそそこへ行政の支援が必要とするものではないかなと私は思っています。

行政は、地域女性が営農や暮らしの中で抱えるいろいろな問題について、さまざまな制度を知り得る立場にあります。そういう立場で、経営や暮らしの相談にも積極的にかかわって、女性の成長の後押しをすることも責務ではないかと思っていますので、もう一度、ここで町側としても考えていただき、私どももちろんこれからのあり方について十分な審議を尽くしてやっていきたいと思っておりますので、町にはそういう意味での期待もしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問は、課長にお聞きいたします。高齢者の生きがい対策と環境整備についてであります。

立科町は、高齢化率が32%であるということです。農村の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の問題を解決するために、国が対策をとることはよいことであると思っております。

が、ただ高齢農家や小規模な農家にとっては厳しい対策であります。お金で農地が集約されるだけでは、高齢農家の豊かな経験や知識が失われたり、地域の人と人とのつながりが薄れてしまいます。結果的に、農業や農村が破壊されてしまいます。もっと高齢者や小規模な農家に優しい対策を講じるよう、町に求めるものです。

農業ビジョンの28ページには、本格的な農業ができなくなったときの受け皿がないという不安の声が載せられています。町はこの不安にどう応えていくのか、また農地集積事業によって、農地を手放した8割から9割の人の今後の生計をどう支えるのか、小規模でも農業をやっていききたいという人の意向をどう尊重するのかを具体的な形でもしお聞きできたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

高齢者の生きがい対策と環境整備についてということで、最後のほうの農地を手放した後、どのようにして支えるのかというものについては、これについてはなかなか難しい問題で、町がという直接のことはできないのかなというふうに思っていますが、小規模な人の農業の支援等については、町としましても遊休荒廃地対策や定年帰農者、高齢者の皆さんにも生きがいを持って農業に取り組んでいただけるような施策を講じる手段として、農業振興公社を設立し、取り組みをしてきているわけですが、まだそこまで具体的な事業ができていないというのも事実であります。

今後は、そういったところと連携をしながら、小規模な農家、いわゆる兼業農家や高齢者の皆さんとの連携を考えていくというようなことでいかがでしょうか。

しかし、町が出資をしている振興公社ではありますが、ボランティア事業ではないことだけをご理解をいただきまして、農業振興公社も収益事業を行っています。売れないものまでを全て引き取って商いをすることは無理な話でありますから、そういったところが課題であるというふうに思っています。

まずは、いろんな試行錯誤を繰り返しながら、高齢者でも容易に栽培できる品目や、それに需要があるかというものをよく見きわめながら、農業者の皆さんと実践をして答えを出していくということが、振興公社に託された問題かというふうに思っています。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 3年ほど前ですか、農業委員会の建議によってつくられた農業振興公社が、高齢者の生きがい対策の中で力が発揮できるものであることを私は心の底から願いたいと思います。お金のある人だとか、若い体力のある人、エネルギーのある人は、ワインもつくれるし、企業も立ち上げることができますけれども、大多数の高齢者と言われる人たちには、まずそういうことは無理なことであります。頑張りたいという高齢者を応援する町の施策として、たてしな屋は、先ほども申しましたように、地域

の生きがい対策にはもってこいの組織ではないかと思っています。

それから、今後、町が本格的に取り組む6次産業化の事業の中で、高齢者の雇用、働く場所づくりをして、高齢者の知恵やわざを大いに生かして、働くための施設をぜひとも考えていただくよう求めるものであります。課長、この点について、6次産業の中での高齢者の生きがい対策、いかがでしょうか、お聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

昨日の田中議員さんのご質問にもお答えをいたしました。6次産業化の検討をことし始めるといった中で、雇用の拡大についても検討していくというようなお答えをしたかと思いますが、それについては高齢者だけではなく、女性の皆さんや、そういったこともターゲットにしておりますので、高齢者だけの雇用というふうには考えてはいないところです。幅広く雇用ができるようにというふうを考えております。

また、高齢者の方からの知恵を頂戴してと、それはごもったもな意見でありますので、ぜひともご意見を賜りたいと思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 次に、観光と農業の連携についてお尋ねいたします。

観光と農業、山と里の連携については、もう随分と長い間、お互いの課題となってきました。この課題は、その後、具体的に大きな進展もないままであると私は理解しております。この原因はどこにあるとお考えでしょうか。そして、山と里の課題解決に向かって、町はどのような対策を今後講じる計画か、お聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

観光と農業の連携について、うまくいかない原因はどこにあるか、それについてはちょっと私もなかなか原因はつかめないでおりますが、観光と農業の連携については、議員さんご指摘のとおり、以前から言われてはきております。その一環としまして、山と里の中間点である陣内の森林公園内に直売所が設置され、観光と農業の交流がされてきたわけでありまして、ご存じのとおり、直売施設が撤退してからは思うような事業が展開されておらず、残念であることは確かであります。

しかし、観光と農業の連携につきましても、農業振興公社も設立をされまして、その中の目的にもある事業ですので、何か取り組みができないものか、模索をしているところでもあります。

現在、農業振興公社では、設立当初から立科産の野菜を白樺高原の宿泊施設で利用していただくような事業を行っているということでもありますので、さらに観光協会等への情報提供を行いながら、連携を深めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、山浦妙子君。

8番（山浦妙子君） 最後の質問です。たてしな屋の今後についてです。

町の農業委員会の建議に基づいて設立されたたてしな屋であります。町民の皆さんはそれがどこにあるのか知らないという人もまだおります。その事業について、町民には余り見えていないのが実情であります。たてしな屋設立に際しては、その経営について一部の町民の間からは大変危惧される声もあったり、その一方で、地域の農業振興が目的の1つになっていることもあって、農家からは大きな期待が寄せられもいたしました。

その後、ニンジンを中心とするたくさんの試験作物の栽培に取り組んだり、地元食材利用の加工品の販売を手がけたり、ワイン用ブドウの栽培も行っているところです。町から税もたくさん投入されていることから、少し筋違いではあります。きのう、同僚議員がワインのことについては質問を行いましたので、そのほかの部分のたてしな屋の今後についてお聞かせいただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 農業振興公社、これ株式会社でございます。たてしな屋は一応屋号ということで、ご理解してくださいね。これは、23年の6月に設立されて、ことしで4年目ということになりますでしょうか。株式会社でありますけれど、振興公社でございますので、町の農政の事業を主に引き受けております。

ただ、そうは申しましても、農政の仕事だけを町からの事業を請け負って、職員がそこについているだけでは、どうも自分たちの給料も出せないよと、何をやっているんだということになりますので、ここは株式会社ということで、営利事業も行い、経費を少し出して、自分たちの給料も稼ぎなさいというのが、まず設立のときの姿勢をつくらせていただきました。

何をやるかという話ですけれども、正直申し上げますと、先ほど議員さんが質問なさっていましたように、日本全体かもしれないけれども、農業の行く末は大規模化ですよ。大規模しか生き残れないような状況になってきているのが事実です。国もそういう施策をしているわけです。

しかし、立科町の場合は、兼業農家が圧倒的に多いわけですね。専業農家は数えるぐらいしかいないんです。専業農家の方は既に自立もされて、どちらかというとも規模も拡大、事業として成り立っているわけですが、ここから先が問題ですね。

兼業農家が今後どうなるのか、例えば高齢化になりました、跡取りが誰もいないとなったときに、荒廃地はふえてくる、農業はどう続けるのかと、こういう問いを今議員さんはされましたけれども、結局もとをただせばその個人の選んだ道なんです。兼業にするか、農業にするかという道もあったはずですし、また今後、後継者をどうするかというものもやはり自分の選択だったというふうに思うんです。

さりとて、行政としてそれを看過するわけにはいかないということで、いろいろな

事業があります。古くは、立科町農業振興公社の前に立科町農業協同組合というのもありました。これは既に合併をされてJA佐久浅間ですから、なかなか立科町のためにだけ事業展開をしてくれるというわけにいかないわけです。大きな産地化をすれば、確かにJA佐久浅間は大きな力を発揮してやってくれます。でも、なかなか議員さんのおっしゃるような生きがい対策までという、なかなか難しいでしょうよ。

ということで、たてしな屋はそういったことも思いながら、ただ生きがい対策を前面に上げているわけじゃありません。あくまでも農業振興でございますし、たとえ少しでも農業所得の向上を目指すというのを目的にしておりますので、今後につきましてもそう変わるものではございませんけれども、一日も早く、今の例えば果樹でありましたらリンゴが産地でありますけれど、リンゴに次ぐような先ほどのワインのようなものでもいいですから、新しい作物、それから畑作もそうです。畑作は非常に難しく、立科の土地に合った畑作物ってなかなか見つからないんですよ。

でも、何回でも何回でも、県の普及課のほうの皆さんともご相談しながら、いろんな新しい品種だとか、新しいものを試験をしながら、適した作物を探したいなというふうに思っております。幾つかの実践をした中で、どれか1つでも2つでもこの地に合って、大きく育つものがあれば、これは1つの成功であろうというふうに思っています。

何を選ぶかというのを、個々の企業者、個々の農業者に求めても無理なんですよ、お金がかかり過ぎて。ですから、農業振興公社に町は費用負担をして、そして研究をしていただきながら、いい道を選んでいただきたいというふうに願っているわけであります。

それから、ついでに里と山の関係の中での難しさというのを、私なりの考えもちょっとお話ししておきますけれども、基本的に難しさは消費者と生産者の違いです。山の観光地の皆さんは完全にこれは消費地ですから、消費地の皆さんの消費する考え方と生産者の思いというのは、全く同じになかなかならないんですよ。そこには利害関係もあったり、品質の問題があったり、いろんなものがあってできない。

だけど、ここの部分で、消費者の皆さんのニーズに応えられるようなものを見つけて出さないと、里の農業はやっぱり続かないだろうと。これは立科町だけじゃないですよ。全国が消費者に対しての考え方のニーズを捉えないと、農業は成り立たないというのはこれは現実の社会の仕組みなんですね。ということ立科町版に置きかえて考えていくほうがよろしいかなと。

先ごろも、山の蓼科観光協会の会長さんとか、それから事務局長さんとも話をしてきました。私とすれば、こんなことを言っちゃいけないんですが、山の観光の農産物の必要なものを農家の皆さんにちょっと委託してつくってもらえませんか、そうすると農家と山の経営者はどこかでセッティングができて、心の通ったものがあるんじゃないかと。お金にはなりませんけれども、そういったもののつながりがやがて山の

観光の皆さんへのいろんな理解や、それから里の皆さんへの理解がまた深まるのではないかなと思っています。

4年目とって、結構長いような気がしますけれども、緒についたばかりですので、少し長目で見ていただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 時間ですので。

8番（山浦妙子君） 議長、先ほど課長から質問を受けましたけど、そのことについて私の提案だけは言わせていただけないでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 時間ですので、これで一般質問を終わります。

これで、8番、山浦妙子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、橋本 昭君の発言を許します。

- 件名は
1. 高校通学費補助の再提案
 2. 陣内森林公園の活用構想について
 3. 町有地貸付におけるの特別貸料の見直しについて
 4. 白樺高原内の鹿対策はについての4件です。

質問席から願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 7番議席、橋本 昭です。通告に従い4点質問、提案いたします。

1番上の質問は、22年度12月定例会で質問いたしております高校通学費補助の再提案であります。

子供たちが自由に高校を選択し、生きる力を身につけさせることが立科教育の基本であると考えます。教育における保護者の経済的負担を軽減し、子供たちみずからが目指す高校を選択できる就学機会の確保を図ることも、人口増を目指す子育て支援策の一環であります。

具体的な支援策、補助等は提案できませんが、他自治体との例を参考に、そして当該町の財政状況からでき得る範囲の支援策として、高校通学費補助制度を設けることを再提案しますが、町長の所見を伺います。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えします。

橋本議員さんからは、平成22年の12月の議会だったと思いますけれども、同様の質問をいただきました。今回その再提案ということでございますね。その際、私の回答は、「まず公平性がとれること。かつ、町の喫緊の事業等を考慮した上で、財政見通しが立てば検討もできるけれども、今はそのような状況にはない」とお答えを申し上げました。現在も基本的には同じ考え方であります。

私は、子どもたちが幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心や健やかな心身を養い、社会の形成者として成長してほしいと望んでおります。その基礎となるのが教育であると考えております。そのために教育基本法では、義務教育の機会均等をうたっております。国・県・市町村・保護者が、それぞれの責務を果たす中で、この教育が行われているわけであります。

この教育には最終的な到達点というものはありませんし、分野も非常に広く、さらに、人それぞれ目指す思いも違うわけであります。そこで、義務教育終了後、生徒自身が、将来何を学びたいのか、何をしたいのか、その目標に向けて進路を選択するのが高校進学であります。

これは、個々のそれぞれ生徒の意思と保護者の合意・承諾、そして責任の上で、どの高校に進学するかを選択されるのでありますと理解しております。しかし、高校進学には相当額の保護者の負担も必要なことから、国では所得格差により高校教育が受けられないことのないようにと、全国公平に高校の授業料無料化を実施いたしましたわけであります。これは、保護者の負担の軽減を図る方法として最も公平性の高い施策との判断からと史料されます。私も同感であります。

保護者負担の軽減という思いは、私も橋本議員さんも同じだと思いますけれども、町外の高校への通学費補助ということについては、高校への通学形態、バスとか電車とかバイクとかとあるんですけれども、また、距離に大きな差がございますので、公平を保つようなことがなかなか難しいわけであります。

私は、通学費以外で、保護者の負担が軽減できることがないかは研究してみたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 前回の22年12月の定例会と同じ考え方が披露されました。公平性の問題と財政事情許さないというような。

しかしながら、まず財政面で言えば、22年度の実質収支5億8,700万、これは黒です。23年度4億7,100万の黒、24年度6億5,200万の黒、今年度もほぼ同額以上のものが黒。ということで、財政上は町長は厳しい、国からのものについては厳しい、けれども財政は安定してるというようなことで、今回昨日森本議員との議論の中でもあ

りましたけれども、保育料を値下げをしたと。要は分配論であろうというふうに私は。そのときも、前の12月の定例会でも分配論のお話をさせていただきました。

それと、そういう状況の中で、立科町の将来を考えた場合、将来人口、今回第5次長期振興計画で目標人口をどういうふうに設定されるかわかりません。第4次の目標人口は9,000人でした。9,000人が今現在7,687人、6月1日現在、という状況で達成できてない。今後の人口減少というのは、どんどん進みまして少子化も進む。

その中で2040年に立科町の状況はどうなのかという、この間新聞紙上にも報道されましたけど、4,500人近くの規模になってしまう。それで計算をしますと、1年間に出生される人数は18人程度しかいないわけです、非常に喜ばしくない事態でございますけれども。

将来的なことを言った場合には、先ほど財政の問題を言われましたけれども、長い目を見た場合にはどんどん少子化をして、それに対する仮に補助を出したときに、その補助額というのはどんどん減るわけです。財政的にも非常に助かる。確かにその前に財政規模そのものが小さくなりますから、比例して非常に苦しくなる場面もあります。ただ、人口減少といった場合には、その対象額というものは少なくなるというのも事実であるというふうに理解できるわけです。

したがって、財政面については分配論ですから、前にも言ったように、ここの部分については、こういう公共都市については町民満足度は与えられない。例えば、私自身はまだ疑問に思っておりますけども、立科町のふるさと交流館に地形図を設ける。六百幾らの30万もかけてやるというものについては、果たして町民満足度理由があるのかなというふうに疑問を抱くわけですけども。

いろんな施策の中で、町民満足度達成しない公共事業がたくさんあるわけです。ですから、そういう面では施策の中の分配論として、どれに金を充てるのかということだと思います。

それともう1つ、公平性の原則ということをおっしゃるんですけども、では、他の自治体、いろんな形で他の自治体がやっています。他の自治体がやってるからやれというふうに私は言いません。

でも他の自治体は、例えば長和町は年間1,322万の予算を計上して通学費の計上してるわけですね。1,322万ですね。上田市は900万の通学費補助金を出しております。私どもの友好都市の愛川町、これも高等通学費の助成金、1カ月当たり1万5,000円ですか、自転車通学には1回限り2万円というようなものの助成もしております。

そういうところの自治体が、そういう助成をしているというのは、町長のお話では公平性に欠けるであろうということですけど、じゃ、他の自治体は公平性に欠けるものをやってるのかねという話になります。

私は前にも言いましたように、公平というのは不公平、みんなが納得できる不公平が公平であろうと。ということを私は何度も言っております。

ですから、そういう意味では公平というものは、例えば、じゃ上田市が、三才山トンネルとか新和田トンネルに、あれの有料の割引に対して幾ら補助出してるって5,000万ですよ。通行する方が限られてますよ。それに対して5,000万の補助、それは公平であろうというふうに、町長は不公平だというふうに言われるわけですよね。

(発言の声あり)

いやいや、利用者に対して半額割引するのが、上田が補助しているわけですよ、市が。それは市が補助するということは、通行者にだけ補助してるわけですよ。それは不公平だということで、自治体では問題だということを町長は指摘されてるというふうに私は理解します。

したがって、公平だとか財政とかいう問題についてはなくて、今ある、今ここに住む子供たち、また子育てをしてる親御さんに対して、こういう幸せを届ける施策。

町長は、立科町のホームページで、「幸福なまちづくりを目指します」というふうに書いておられるわけですよ。幸福なまちというものをやはり目指すには、今ある、今ここに住んでおられる、またこれから子育てをするという人たちに対して、幸せを届けるという施策をやはりすべきではないだろうかというふうに思うわけですが。

そういう私は考えておりますけど、今の考え方について町長はどのようにお考えですか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今、先ほど何度か公平性のことについての考え方ですが、不公平を許せる公平なんて私は考えたことございませんよ。公平はあくまでも公平です。それをなくして行政は成り立っていないわけですよ。

確かに橋本議員さんのおっしゃいますように、じゃ、あれも補助金は利用者しか使ってねえじゃないかと言いますけれども、そうは言っても公平というものはやっぱりどこかで保たなきゃいけないんですね。そういうふうに私は理解をして、予算の配分も考えたいなと思ってます。

また、交流館の話をされましたけども、交流館、あれは無駄だと言われても困るんですが。これは利用あり方検討会がなされて、その中から真剣に議論された中で答申を受けて、それにやっぱり従わなきゃいけないというのも町のお金の使い方の一つであります。

そして、先ほどから交通費の話をされますけれども、保護者の負担を軽減するという点では橋本さんと同じだと思うんですよ。ただ、算出するときには交通の距離だとか、それからバイクで通ってるとかそういうようなこととか、中には歩いていく方もいるんですよ。そういうことを考えると、なかなかこの立科町の中では、一定した考え方というのは使いにくいんです。

それから、長和町さんとか、よその町の例を出されますけれども、財政の大変豊かなところと一緒にされると困るんですが、立科町の場合、まず優先課題が大きな中にあるわけですから、裕福になってきたとは言いませんけれど安定してきましたので、先ほどの保護者の負担軽減あるいは子育て支援のための充実をさせるということに資金を、予算を回していることも事実なんですけど、交通の問題については、なかなか検討してみると、同じような答えが返ってこない、いい答えが返ってこないというのが今までの検討結果でございます。

ですので、交通に限らず、橋本議員さんの保護者の負担軽減をぜひやれということであれば、何となく検討できるのではないかなというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 誤解をしてもらってはいけないんですけど、先ほどふるさと交流館のふるさと交流館そのものじゃなくて地形図の問題を言っただけです。ええ、ええ。それは誤解ないようにということで。

町長は、いろんな通学の形態があるので、それを公平的にやるということは難しいというふうに言っておられますけども、先ほど不公平なものを公平だなんていうことはないとってますけど。

私は別の角度から蓼科高校のいろいろな援助、蓼科高校に対して援助というものをしてるわけですね。それは総額年間800万。その中の1つは、バス通学費、他の町外からのバス通学費のためのバスを仕立てるのに約600万というものを立ててるわけですね。

これは私は蓼科高校の存続の問題とか、そういう蓼科高校の育成の問題とバス通学の通学費との関連性は私は断ち切っておりますので、それだけは誤解ないようにお願いしたいんですけど。

ただ、見方を変えれば、立科町の町民のお子様が蓼科高校に行ってる、ことしの入学者が17人ですかというふうにお聞きしておりますけども。蓼科高校に対して町が税金として投入している人を、蓼科高校におられる立科町民のお子さんの数で割りますと、単純に割りますと大体十何万の補助を出されているというふうに私は理解、別の形で考えた場合は理解できるんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、それは公平なんでしょうかと。他の高校生と比べたら公平なんでしょうかということも、一つ逆に言えるんじゃないだろうかなと。

もう一つ、町長も、観光地が未来永劫、持続的に発展をすることは求められていると思います。今の白樺高原は前々から言っておりますけども非常に高齢化して、ただし高齢化しながら、今子育て世代に事業者が変わりつつあります。やはり白樺高原、観光庁ですよ、将来的にこれを持続的に発展させるためには、子育てのしやすい観光地づくりということが、やはりこれからの課題であろうと。

そうしたときに、先ほどの公平の問題でございますけども。町が、白樺高原をそう

いうふうに位置づけるならば、そこで子育てをされている人たちに対して何らかの補助というものが、里から通う方たちと山から一旦おりなきやいけないという方たちと公平を図ったときに、里までの部分については町が、通常小中学校は遠距離通学補助が出ているわけですが、高校においても応分の補助をすることが将来的に子育てのできる観光地ということで、白樺高原は未来永劫、持続的発展ができるというふうに思うわけですが。

そういう提案は、今スマイル交通、1回おりまして250円、往復で500円かかります。月1万程度が負担かかっているわけですが、1万程度の負担を、これは案ですよ。1万程度の負担を補助金として出してあげるということも一つの案であろうかというふうに思いますけども。観光地発展というふうな観点からも、町長のお考えをお伺いしたいと思うんです。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 大きな前提での観光地発展というのは私も主に望んでいることですので、決して否定をするつもりはございません。ただ、それを通学費、今の話ね、高校通学に関して特化して、それが将来の問題になるかどうかというのは、いささか私にも理解できるかどうか疑問だと思っています。

ただね、先ほども何回もおっしゃいますように、保護者の負担を軽減するということが一番大きな目的であろうとすれば、それを公平を保てる場合がとれるような、そういう施策のほうが、この立科町には合うんじゃないかなというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） この議論ばかり続けてますと、質問が3項目ありますので進みませんので。

ただ、公平の原則を保つようなことはどういうふうに行うことができるかというのが、これは行政が考えることであろうと私は思います。そこに行政のアイディア等々が生まれて、要はそういう気持ちがあるか。保護者に対する経済負担を少なくするという気持ちがあるかどうか。気持ちがあれば何らかの形で工夫して考えていくのがこの行政のあり方であろうと私自身は思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

本質問も平成19年6月、23年6月、平成25年6月の3度にわたり質問させていただいておりますが、陣内森林公園の活用構想の進捗についてであります。陣内森林公園の再活用について、経済的な効果も上がるようなことも考えたプレゼンテーションをコンサルタント会社に依頼し、マスタープランが提案されていると思われませんが、いまだ内容も明らかにされず、その後も未活用の状態が続いております。

マスタープランを実行するには、民間事業者のマスセンター様との協調体制が図らなければならないとのことですが、毎年130万円を超える維持経費が投入される施設であります。利活用方法が決められないために、未利用による損失、すなわち

逸失利益が発生しているとも言えます。結論はいつ出るのか、町長に伺います。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えします。

陣内森林公園についてであります。この公園は、立科町山村等活性化ビジョンに基づきまして、平成12年に整備をされ、以後、菜ないろ畑の使用の許可をしましてまいりました。

当初は、年間利用者が1万人を超えるような大変大きなぎわいがありましたけれども、直売施設の目的を達成しておったわけですけれども、その後の利用状況につきましては平成18年度を境に、特に平成20年度以降の減少が大変著しいとして、ついに平成22年の11月に撤退をしてしまいました。

この状況を打破するためにはどうしたらよいかということで、森林公園のマスタープランの作成をいたしたわけでありまして、そして、改めて公園の全体像を見直したところでございます。

平成25年の第2回の定例会でもお答えをしておりますけれども、そこには民間の事業者でありますマスセンター様が、この場所で通年の営業をしております。この事業者との連携・協調体制が図られることができなければ、再構築に支障を来す状況が非常に大きいというふうにお答えもいたしました。

その後、マスセンター様との協議を進めておったわけでありまして。ようやく、今月の初めにマスセンター様より、連携・対応については一定の結論に至ったとの報告を受けたところでございます。

町といたしましては、これまでの陣内地区での直売施設の利用状況を勘案いたしますと、マスセンター様との連携が必要不可欠と思っておりましたので、マスセンター様の連携・協力が得られるならば、できるだけ早い機会に、とにかく開店といひますか利用再開したい。

皆様のご理解を戴きながら、早い段階でのこの結論を導き出す努力をしましてまいりたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ただいまの答弁で進捗状況わかりました。ぜひ、私は「逸失利益」というふうな厳しい表現をしましたがけれども、使っていないから4年間で約500万近くが、本来だったら何かやっていたら、その経費ぐらい埋め合わせられたかもしれないということで申し上げました。

しかしながら、そういういろいろな今までの経緯等から、マスセンター様との関係がようやくとれるようになったということですので、ぜひ、前にも陣内森林公園につ

いては一般質問で3回やっておりますけど、一番初めに陣内森林公園という森林公園という名前をつける以上、全国にその森林公園という名前を発する以上、しっかりと森林公園としてのお客様に対する満足のいくような施設にするよう、ぜひさらに詳細詰めていただきまして。

それとあわせて、前にもお願いしておりますけども、議会のほうに何ら示されてないマスタープランについて、再度もう一度ぜひ改めまして、議会のほうにマスタープランを提案していただきたいなというふうに思います。

では、3番目の質問に入らせていただきます。

3番目の質問に移ります。町有地、以前は林野と申しておりましたけれども、町からのその林野を借りるために特別賃貸料を賃借人は払う必要があります。今般の質問は、23年12月定例会でも同様ではありませんけれども質問いたしておりますが、土地価格の下落傾向や観光地の低迷等のマイナス要因を踏まえた上で、特別賃貸料の見直しについて町長の所見を伺うものであります。

特別賃貸料は、土地を借りるための権利金であります。現在の平米3,000円は昨今の土地価格の下落傾向や売買状況から考えますと、実勢価格から乖離しているのではないかと再度疑問を抱いております。

町有地の友好活用として未営業施設の売却促進、契約の書きかえですね——や、別荘地販売の促進を図るためにも特別賃貸料の見直しを図るべきと提案しますが、町長の答弁を求めます。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えをします。

芦田八ヶ野地籍における町有地では、営業目的や別荘地等の利用を目的に土地の貸し付けが従来行われてまいりました。町の財産は常に良好な状態で管理をして、目的に応じて最も効率的に運用されなければならないとされております。

町有地貸し付けは、これらを前提根拠として町有林野を開発貸し付けし、それを財源として行政運営に充てられていることはご承知のとおりでございます。

そこで、特別賃貸料は、土地を貸し付ける契約時の契約金的なものでございます。確かに議員の提案のように賃貸料の見直し、これ減額ですけれども、これをすれば、契約の支出としてのハードルが下がるわけですので、借り手はふえる可能性は大きくなります。

これ所見ということですから、私の思いでございますから。私の個人的な見解であれば、見直しには値すると思っております。しかしながら、ここは行政でございます。簡単に答えが出るものではございません。土地を建物の所有を目的とするための貸し

付け事業でありますけれども、地主に対しても大変な大きなリスクも伴うわけであり
ます。

以前にご質問をいただいた時には、現在の金額は妥当であるというお答えもいたし
たはずですが。しかし、今、最近の大きな問題といたしましては、法人の実態がなくな
り、裁判に訴えてでも解決していく道を選んだグランビュー蓼科の件のように、借地
人が事業を続けられなくなる事態が現実にございます。

個人では、破産、また相続放棄等に至って、その解決までに地主は多大な負担を負
うことになるわけであります。土地を貸し付けたことで、将来に大きな負担を残すこ
とは避けなければならないわけであります。貸付地の収入をトータルで考え、町財政
に損失を出さないようにすることも大変必要なことであります。

橋本議員さんの提案でございます特別賃貸料の見直しは、今までの経過、また将来
的なことも十分考慮して、今後の研究課題としてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 今後の緊急課題ということで、思いとしては下げればいいんではないだ
ろうか、そうすればいいんではなくて、下げれば契約者がふえるだろうというような
ことを今町長が答弁されました。

ちょっと総務課長のほうにお伺いしますけども、特別賃貸料、これは権利金ですよ
ね。借地権です。特別賃貸料、権利金、権利金の借地権、これについて3,000円を設
定しておりますけど、3,000円の根拠をちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 3,000円の根拠ということですけど、今手持ちございませんので、
時間をいただければと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 内容に対して、そういうものについての質問しとりませんから、今のお
話は総務課長、答えられないのはわかりますけども、一般的に権利金、借における権
利金、これは借地権割合というもので算出されます。

借地権割合というのはどこがやってますかということ、国税局の路線価で決まってく
るわけです。国税局で芦田八ヶ野の借地権割合を決めております。50%です。要は、
それは何かと言うと、借地権割合は実際の評価額、芦田八ヶ野の評価額に対して50%
が借地権割合ということですから、そこから算出しますと今の3,000円から算出しま
すと、芦田八ヶ野のあれは坪が3,000円ですから、その倍の平米6,000円、坪1万
9,800円、約2万円が評価額というふうに、3,000円から逆算してみますと2万円にな
るといふふうになってしまいます。

今回売り出された野方宮地ヶ丘団地の用地費、これは平米2,428円ですね。住宅地
として取得したときに、住宅地として取得しても2,428円。それと比較した場合、果

たして3,000円というのは妥当かということが一つあります。

それともう1つ、今町は、増反の場合、増反の場合は半額、どっかで思い切り要は別荘を持ち、白樺高原内で別荘を持ち、その親族等々が増反をする場合には平米1,500円で扱いますというふうに言っておりますので。

したがいまして、昨今の契約の中で、新規契約は8件はあるわけですけど、増反はそのうちの5件ということになってるわけですね。ですから、増反というのは非常に割安感があるということでふえたと思いますけども。

私は、先ほど町長のお話ありましたけれども、確かに安くすれば契約者はふえると。でも、町は何を求めるのかと。土地を貸し付けることで何を求める。やはりこれは建物を建てて、固定資産税をいただくというのが町の一番大きな目的ではないだろうか。それによって例えば住めば人口増にもつながりますし、また来訪者もふえると。こういうようなことが町が目的とするべきだと。

したがいまして、契約がなかなか進まない。ずっとずっと見てましても、なかなか契約が進まない中では、一つの契約促進策として特別賃貸料を見直しをして、新たな販売施策をしていったほうが、将来的には町としては、軽井沢のように固定資産税で潤う町になると、こういうようなことも考えられると思いますけれども。

これから研究課題ということで研究されるわけですから、今いろいろお話をさせていただいてるわけですけども、そういう観点をやはり私は持つべきではなからうかなと。

もう一つは、契約更改をするときに、他の人との契約、要は今新陳代謝をしなきゃいけない時期になってます。先ほど申し上げましたように高齢化している、常に新しい企業者、また契約者に土地を借りていただいて、新しい事業を行ってもらう、または引き継いでもらうということが必要でありますけども。それに伴いまして、名義変更の承諾料というのが取られるんですね。名義変更の承諾料、契約を変えると名義変更の承諾料、これがまた、その新規貸付料の特別賃貸料をベースに計算される。

今これは一つの事例として、女神湖である施設が売りに出されております。約6,000平米近くのもので。それが1,480万という値段で売りに出されております。そのものを1,480万で仮にご購入された方は、今度名義変更料幾ら払うかと言うと300万払わないといけないんです。そうなる少しやはり躊躇してしまうんじゃないかなと、こういうふうなこともあります。

したがいまして、今の価格体系というのは全て、今の新規貸付料の特別賃貸料3,000円で全てが規制されておりますので、そういうところも抜本的に見直しをする研究課題として、町長ぜひ研究課題の中に入れていただきたいなというふうに思いますので。それについて町長の意見を伺います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほども個人的な見解ということであれば見直しも値するものである

うというふうに思ってる思いもお伝えしました。

将来のことやいろんなことを考えると、全ておっしゃいますような形でどんどんとやれば良いというわけにはいかないんですが、いろんな問題も多くあることも事実でございまして、また当初の契約をしたときの時点のこの契約の条文というものも実はあるわけですから、そういったこともいろいろと整合性を持ちながら、研究課題としていくということがやっぱり今の段階ではいいじゃないかというふうに思ってます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 今当初の契約とっておられますけど、当初の契約は現在の新規貸し付け利用の特別賃貸料ということで、当初とは一切関係ありませんので、それだけは誤解ないように。

もう一つ、これはパンフレット、観光課と観光協会で作っておられるんですが、ここに白樺高原別荘地になってるわけですけども。ここに白樺高原別荘地、借地権別荘地にならずコストパフォーマンスと書いてあるわけです。この辺もよくご理解いただきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

白樺高原の野生鹿の対策についてであります。白樺高原内では野生鹿により樹木や植栽した花の食害、車との衝突事故が多発しており、昨年のビーナスマラソン大会では、雌鹿とランナーが衝突した事件も発生しており、今後観光客、住民の人的被害にまで拡大するおそれがあると危惧しているところであります。

町として現状は、何らの対策がとられていないのが実態であり、本問題は町有地を貸し付ける大家としての看過できない事態であると私は考えますが、町長はどのようにこの問題を捉え、今後被害状況や出没地域等の調査をし、どのような対策をとられるのか、町長に伺います。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） お答えします。

白樺高原は、八ヶ岳中信高原国定公園内でございます。この中には貴重な動植物が生息していることから、自然を守りながら町有地の開発を進めてまいったところであります。

県の調査によりますと、ニホンジカによる樹木・農作物の食害等は、平成19年をピークにこれを迎えまして、その後は高どまりで推移している状況というふうに聞いております。また、車との衝突事故も、議員さんのご指摘のとおりでございます。

白樺高原一帯での被害状況や出没地域の調査等は実施しておりませんが、昨年、第2牧場においての目視調査では、約50頭ほどの群れが3つのグループで確認さ

れたことから、地域全体では相当数になると思われま

そこで、町といたしましても自然環境や農林業への影響を懸念しており、鹿の侵入を完全に防ぐことは不可能ではございますけれども、被害を最小限にとどめる施策が必要であると考えております。

全国的に問題となっております事象でありますので、国、県また近隣市町村の対策とあわせて検討していく必要があると考えております。

県では、ふえすぎたニホンジカを科学的、計画的な保護管理をすることによりまして、自然環境への影響及び農林業被害の軽減を図りつつ、適正な生息密度に維持することを目的とした特定鳥獣保護管理計画を策定をいたしました。これは農業関係でございますが。立科町が所属をいたします八ヶ岳地域個体群の中でも、狩猟期間の延長あるいは捕獲制限の緩和によりまして、狩猟の促進を図り、生息密度の低下を目指していくこととしておるわけでありま

立科町におきましては、今まで鳥獣保護区などで禁止をされております御泉水自然園、また国定公園内の別荘地域という事情もございまして、捕獲には制限をとりました。

しかしながら、様子見の感がございましたけれども、議員のご指摘のように看過できない状況を鑑みますと、今回、町独白でございますけれども、生息調査のための調査用スポットライトとセンサーカメラの購入を、今回補正予算に盛りさせていただきました。

まずは調査を行い、今後の対策は、これはやはり上部関係機関と協議してまいりたいというふうに思っております。

里地域では、地域の皆さんが資格を取りながら、わなの猟ですとか、そういった協力をしていただいております。今後は、蓼科区におきましても、この地域でのご協力が必要になろうかなというふうに思いますので、ご協力もお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 被害がいろいろな形で広がってるということで、対策は講じなければならないと、今後。今回はセンサー等ともして、1回まずは調査してみようということで大変前向きな答弁だというふうに私は理解しております。

ただ、蓼科地区の方たちも協力は惜しまないと思います。協力は惜しまないと思えますけれども、前に昨年に町にこの鹿対策について協議してくださいという申請をしたら、どっちかと言うと、くくりわなを自分たちでやってくださいというような回答が、ここに現にあるわけですけども。

なかなか地元の間が、くくりわなをやって、じゃ、その後とめさしどうするのかとかいろいろな問題がありまして、またどこにやったらいいのかということもあります。なかなかできないことでありまして、この返答では、じゃ何も考えてないんじ

ないだろうかなということで、今回質問をさせていただいております。ただ、今のよう
に前向きなご回答です。

そこで、禁猟区、禁猟区というのは銃を撃ってはいけない地域がありますから、い
ろんな問題があるかと思えますけども。里では31キロ、今度美上下、中尾もやるわけ
ですけども、何というふうに表示したらいいかわかりませんが、防鹿柵というふう
に表現をされているようですけども、防鹿柵を里では引かれました。じゃ、山にも
それをすることは考えられないのだろうか。

例えば、今後の調査で、出没地域がある程度限定されれば、また通り道があっ
たとしたとき、また通り道を塞いでもまた違うとこ出てくるかもしれませんけれども、
テスト的に防鹿柵を引くと。1メートル2,000円だということなんですけども、そう
いうことをテスト的にやるという考え方はございませんでしょうか。今後の研究課題
というふうに言われるというふうに思いますが、いかがですか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今までなかなか、里のほうのように農地に被害がこれだけあって、こ
ういうことだというふうには。また、国も県も農地の被害については十分やってるん
ですが、観光地であるだけに、今までなかなか。

例えば、禁猟区以外のところは銃を撃ってもいいですよ。だけど現実には、猟友会
の皆さんがそこでライフル銃発射できるかですかね。また、それらを観光に訪れた皆
さん方が見て、これは長野県の田舎の人たちが捉える鹿の感覚と、また少々違うのか
な。

また、よく橋本議員さん、景観のことをおっしゃいますけれども、その柵が、里地
区見てください、なかなか景観のいいものじゃございませんよ。それを試験的だと言
いまして、ちょっとやっぱり少し考える、研究する時間が必要じゃないですかね。

例えば、よく橋本議員さんがご指摘するように、風評被害だとか評判だとかという
ことは観光には物すごく影響するじゃないですか。そういうことも考えますと、まあ
熟慮する必要がありますわな。私はそのように思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 確かに景観とか、そういう問題で柵というのは、基本的には自然公園法
上、林地というのは境界に対して人工物の柵は設けてはならない、自然の生け垣とか
そういうものは許されますけど、境を設けてはいけないというのが自然公園法である
わけですけど。

ただ、こういう鹿の問題に対して、これは町を通じまして地方事務所に確認をしま
した。この防鹿柵は自然公園法上問題ないと、設置しても構わない。ただし、町のよ
うなシルバー的な要素ではなくて、茶系統の色に変えたものをしてほしいというのが
地方事務所の考え方です。ここからは今町長が指摘されたように、景観とかそういうよ
うなものがある。

そこで、私はさらにもう一度研究をしていただくならば、それぞれに緑地帯、各施設の横に緑地帯というのが、町が設定している道路との境があるわけですね。緑地帯というのは、町がなかなか管理ができませんので、うっそうとしております。そのうっそうとしているところに、茶色の防鹿柵を設けても、さほど景観を阻害しないのではないだろう。そういう面でのテスト的な設置というものを少し町側でもご検討いただければ。

各施設の周り、全部やるといったら、これは莫大な費用がかかるわけですから、テスト的に各施設の周りを歩いての長さでやるだとか、そういうことをやはり少しご研究いただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） ご意見として承っておきましょう。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） では、十分ご研究いただきまして、早期に鹿対策については何をするかということをご提議いただきたいなというふうに思います。

あと時間が13分ございますので、ここで議長のほうにお願い申し上げます。議員は追跡質問という形で認められておりますので、追跡質問をさせていただきたいと思えますけど、よろしいでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 発言の許可をします。

7番（橋本 昭君） それでは、追跡質問という形で通告をしておりませんが質問をさせていただきます。

23年度の6月定例会一般質問で、旧国民宿舎蓼泉閣の現状への対応ということで質問をさせていただいております。何を主として目的で、この質問をしたかと言いますと、今の旧蓼泉閣と言っていると、また町長に怒られるかもしれませんが、旧蓼泉閣が長和町地籍にあって、それが解体されて放置をされていると。非常にそれは景観にも阻害をしますし、また中途半端でやめた原因が、歴史民俗資料館と同じようにアスベスト問題であろうというふうに言われております。

そのために、これはやはり女神湖として、立科町側として見た場合には非常にお客様に対する印象も悪いということで、早期にそれらの対策をしていただきたいということで、長和町に申し入れをしていただきたいという質問をしました。

町長のご答弁では、関係機関に申し入れをしたいというふうに確約をされております。3年経過した現在も現場の状況は変わりありません。これはどなたが申し入れをしたかよくわかりませんが、総務課長がやられたのかわかりませんが、どのような形で申し入れをされ、申し入れをした結果どのような回答があったか。建物が無管理、放置状態になっている現状について、町はどのように対応されるのかご報告いただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 総務課長わかるかいね、わかんないな。町長。（（わからないです

ね)の声あり) (発言の声あり) じゃ、経過だけでも町長、説明お願いします。

((経過は) の声あり) 経過というか、やったかやらないとか、状態。(発言の声あり) ((無責任に答えられない) の声あり) あ、そうですか。(発言の声あり) 手元に資料がないんでということですが。

じゃ、資料ないということで答弁をいただいて。笹井総務課長。

総務課長(笹井恒翁君) 関係機関にどのような申し入れをしてあるかという経過につきましては、現在ここに資料がございませんのでお答えができません。申しわけございません。

議長(滝沢寿美雄君) 7番、橋本 昭君。

7番(橋本 昭君) 追跡質問ですので、何も事前の質問の申告もしておりません。そういうご答弁で仕方ないという部分は理解しておりますけども。

ただ、町長の記憶の中にも、相手とのお話、多分担当課長のほうにやるようにと指示をされたかどうかという記憶はございますでしょうか。

議長(滝沢寿美雄君) 小宮山町長。

町長(小宮山和幸君) 困りましたね。まあ最近健忘症ですからね、何とも言えませんけれども、何とも申し上げにくいですね。

ですから、ここで答弁されたことは当然のことながら何らかの措置はとっておると思いますけれども、私の記憶の中にどうだところれましても、ちょっと幾らか飛んでいるようでございます。

議長(滝沢寿美雄君) 7番、橋本 昭君。

7番(橋本 昭君) 国会答弁でよくある「記憶にございません」ということだったと思えますけども、そうしましたら、今正式に追跡質問という形でしましたので、資料を持ってご回答いただきたいなというふうに思いますが、総務課長、よろしくお願ひしときますけど、いかがですか。

議長(滝沢寿美雄君) 笹井総務課長。

総務課長(笹井恒翁君) そうですね、経過につきましては、また帰って調査を、調べて報告できる範囲でさせていただきますと思います。

議長(滝沢寿美雄君) 7番、橋本 昭君。

7番(橋本 昭君) ぜひ、この問題は、相当前からああいう景観が阻害をされてる。観光地、白樺高原が、これから今レンゲ、ツツジがとてもきれいな状態になっているところで、ああいう景観阻害面は景観破壊物ですね。というようなものがあるということは、私たちの地籍ではありませんけれども、私たちの問題として捉えて、しっかりと相手と協議をするということが私は必要じゃないかなというふうに思うわけです。

自分の問題としてぜひ、総務課長も、また町長も、副町長も含めまして、しっかりと捉えていただいて、相手としっかりと協議をしていただきたいなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） これで、7番、橋本 昭君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了とします。これで散会します。ご苦労さまでした。

なお、本日午後1時半より、県道から町道へ移管する箇所^の現地視察を行いますので、議員の方は役場前に集合お願いをいたします。

（午後0時09分 散会）